

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料額一覧表

R4.10.1～

区分		認定申請 (法第5条第1項～第7項)		変更認定申請 (法第8条第1項)		譲受人の決定 (法第9条第1項)	地位の承継 (法第10条)	
		確認書又は住宅性能評価書の写しを添付する場合	左記以外の場合	確認書又は住宅性能評価書の写しを添付する場合	左記以外の場合			
住宅の種類	工事種別					/	/	
一戸建ての住宅	新築の場合	¥8,000	¥57,000	¥4,000	¥28,500	¥2,200	¥2,200	
	増築又は改築の場合	¥13,000	¥85,000	¥6,500	¥42,500			
	既存 (建築行為なし)							
共同住宅等	500㎡以下	新築の場合	¥17,000	¥127,000	¥8,500	¥2,200	¥2,200	
		増築又は改築の場合	¥25,000	¥194,000	¥12,500			¥97,000
		既存 (建築行為なし)						

※共同住宅等は上記の金額を認定申請対象戸数で除した額(100円未満の端数切り捨て)が1戸あたりの申請手数料になります。

※建築確認申請の併願を行う場合、手数料条例で定める建築確認申請の審査手数料を上記表の額に加算します。